

大阪市女性活躍 リーディングカンパニー 認証事業を拡充します!!

◆以下の条件に該当する中小企業をチャレンジ企業として認証します。

【対象】

大阪市内に事業所を有し事業活動を行う企業等。ただし、会社や個人企業、財団・社団法人、協同組合、NPO等で、常時雇用労働者数が300人以下の場合に限ります。

常時雇用労働者とは…

- ①雇用期間の定めのない労働者
- ②一定期間(1ヶ月、6ヶ月等)を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上雇用期間の定めのない状態にあると認められるもの。
- ③日々雇用されるものであっても、雇用契約が日々更新されて事実上雇用期間の定めのない状態にあると認められるもの。

【認証条件】

市が定める認証基準において、〈ファーストステージ〉及び〈セカンドステージ〉でⅠ～Ⅲを通し3項目以上で取組みが認められる場合または2項目に該当があり、1項目以上について1年以内に該当項目となる見込みのある場合。

認証基準はこちら

大阪市リーディングカンパニー申請

検索

【チャレンジ企業になると…】

- 市のホームページや各種広報媒体等により、認証企業の取組内容などが広報されます！
- 求職者等に対し認証企業の取組みを紹介されます！
- 認証企業の情報が大学や市内の高校等に発信されます！
- 企業のニーズに応じたコンサルティングを行い、取組みを支援(原則認証日の属する年度中)します！
- セミナー・交流会等に参加できます！

【お問い合わせ】

大阪市民政局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
電話:06-6208-7655

